

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 8 メディアにおける性・暴力表現への対応

ア 広報啓発の推進

1 主な施策の取組状況

・「児童ポルノ排除対策推進協議会」「公開シンポジウム」「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携して児童の権利の保護や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報・啓発活動を推進している。

・都道府県の青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度が効果的に運用されるように、青少年育成条例ホームページを整備し、都道府県の有害図書の指定状況を掲載するなど、最新の先進事例を情報提供して都道府県の取組の支援を行っている。

2 取組結果に対する評価

・地域の情勢・訴求対象の特性等に応じ、有害環境浄化に関する広報・啓発活動や、都道府県の青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度が効果的に推進されるように、国・地方公共団体・関係団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。

・スマートフォンを始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透するなど、青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変化しており、被害防止対策の観点から、インターネットの危険性及び適切な利用について、青少年や保護者等、訴求対象の特性を踏まえて広報・普及啓発を充実強化する必要がある。

・青少年インターネット環境整備推進課長会議等を効果的に連動させて開催するなど、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」等に基づく取組が効果的に推進されるよう、国における関係機関の連携・情報共有等を更に充実強化する必要がある。

・地方公共団体の先進的な取組等に係る情報を集約し、情報共有の促進等を図るなど、地域の情勢・訴求対象の特性に応じ地方公共団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。

・「子どもの権利とビジネス原則」等を踏まえ、民間における自主的かつ主体的な青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備に向けた取組が一層推進されるよう、関係団体・事業者等との連携・情報共有等を充実強化する必要がある。

3 今後の方向性、検討課題等

・「児童ポルノ排除対策推進協議会」「公開シンポジウム」「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携して児童の権利の保護や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報・啓発活動を引き続き推進する。

・都道府県の青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度が効果的に運用されるように、青少年育成条例ホームページを整備し、都道府県の有害図書の指定状況を掲載するなど、最新の先進事例を情報提供して都道府県の取組の支援を引き続き行う。

様式 1

4 参考データ、関連政策評価等

- 「児童ポルノ排除対策推進協議会」「児童ポルノ排除対策公開シンポジウム」「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」の概要等
- 都道府県条例等掲載ホームページのトップページ
- 青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）の主なポイント
- 「子どもの権利とビジネス原則」

児童ポルノ排除対策推進協議会の開催

【組織】

会長：内閣府副大臣
副会長：政府、教育、事業者及び
NPO等団体の代表者
事務局：内閣府

児童ポルノ排除対策WT

議長：内閣府副大臣
構成員：関係省庁(10府省庁)
局長級



関係団体(31団体)

- ・教育関係団体
- ・医療・福祉関係団体
- ・事業者団体
- ・NPO等の代表者

国民運動スローガン

「児童ポルノは絶対に許されない！」

基本方針

児童ポルノ排除に関する国民意識の高揚

被害防止対策の推進

インターネット上の児童ポルノ画像等の
流通・閲覧防止対策の推進

被害児童の早期発見及び支援活動の推進

【根拠】

児童ポルノ排除総合対策(平成22年7月27日、犯罪対策閣僚会議決定)

1 児童ポルノ排除に向けた国民運動の推進

① 協議会の開催

【設立年月日】

平成22年11月22日

【目的】

児童ポルノ排除総合対策を踏まえ、官民一体となって、児童ポルノ排除に向けた総合的な活動を推進する。

【活動】

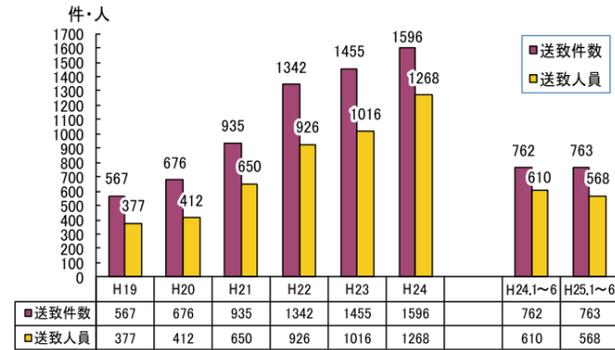
- 活動方針の策定
- 相互の情報交換及び連携・協力
- 広報、啓発、普及等の自主的活動の推進

児童ポルノ事犯の状況

平成 25 年上半期における情勢

- 児童ポルノ事犯の送致件数は、763件(前年同期比+0.1%)と増加し、過去最多。ファイル共有ソフト利用事犯が減少するも高水準。
- 事件を通じて新たに特定された被害児童数は、316人(前年同期比+22.5%)と増加し過去最多。
- 新たに特定された小学生以下の被害児童に係る児童ポルノの約8割が、強姦・強制わいせつの手段により製造。
- スマートフォンを使用して被害にあった児童は84人で、前年同期に比べ約4倍に増加。

児童ポルノ事件の送致件数、送致人員の推移



注) H25.1~6は暫定値 出典：警察庁

最近の主な事件

- ファイル共有ソフトを利用した児童ポルノ公然陳列等事件(39 都道府県警察による一斉取締り)
- ブログを利用した児童ポルノ製造等事件(大阪)
- 児童ポルノ愛好者グループによる児童ポルノ製造及び提供等事件(神奈川、岡山)

第二次児童ポルノ排除総合対策の概要

策定背景

- 平成 22 年 7 月に「児童ポルノ排除総合対策」を策定し官民一体となった施策を推進。
- しかし、平成 24 年中の児童ポルノ事犯の送致件数・人員は過去最多。さらに、被害者の約半数は低年齢児童と認められるなど、極めて憂慮すべき事態。

新たな総合的対策が必要

特に留意すべき課題

- ①ファイル共有ソフト対策を含めた流通・閲覧防止措置の強化
- ②被害者支援を強化するための保護対策の充実強化
- ③国際連携を強化するための取組の推進

推進項目

- 1 児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進
 - 国民運動の効果的な推進 等
- 2 被害防止対策の推進
 - インターネットの危険性及び適切な利用に関する広報・啓発活動 等
- 3 インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進
 - ブロックの実効性向上に向けた諸対策の推進
 - ファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止対策の推進 等
- 4 被害児童の早期発見及び支援活動の推進
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、「子どもの人権 110 番」「子どもの人権 SOS ミニレター」等を活用した相談体制の充実 等
- 5 児童ポルノ事犯の取締りの強化
 - 悪質な児童ポルノ事犯の徹底検挙 等
- 6 諸外国との協力体制の構築と国際連携の強化等
 - 「オンラインの児童の性的搾取に対する世界的連携」への積極的な参画
 - 外国捜査機関等との連携の強化 等

愛する子どもを守ろう。

児童ポルノは絶対に許されない！

児童ポルノ排除対策 公開シンポジウム

テーマ：児童ポルノの流通・閲覧防止の強化

日時／平成 25 年 11 月 28 日(木) 15:30~17:30

会場／都市センターホテル 5 階「オリオン」

主催：内閣府（平成 25 年度「子ども・若者育成支援強調月間」関連事業）